

京都市介護保険料特別徴収開始に関する仮徴収額算定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（以下「法」という。）第135条第4項に規定する支払回数割保険料額の見込額（以下「一般仮徴収額」という。）において、同条第3項の当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合における、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）の計算方法を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則において使用する用語の例による。

(特別な事情)

第3条 法第135条第3項に規定する特別な事情とは、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間に同項の規定により介護保険料を特別徴収の方法により徴収を開始する（以下「特別徴収の開始」という。）場合で、かつ、一般仮徴収額と当該年度の初日における保険料賦課世帯員の前年度市民税情報に基づき仮に算定した当該年度の保険料額（以下「仮算定保険料額」という。）を6で除して得た額（以下「除して得た額」という。100円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。）が異なる場合を指すものとする。

ただし、除して得た額と一般仮徴収額の差額が100円未満である場合、又は一般仮徴収額が仮算定保険料額を超える場合は、この限りでない。

(6月及び8月の市町村決定額)

第4条 特別徴収の開始における市町村決定額は、除して得た額とする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。